

香美市観光プレミアムチケット事業 取扱事業者募集要項

1 事業の趣旨

新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ観光需要の回復と、それに伴い多大な影響を受けた飲食店・宿泊施設・観光施設等の売上回復や事業の継続を支援するため、次の参加資格を満たす事業者を対象としたプレミアムチケットを発行し、香美市内での消費を促す。

2 実施概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 名称 | 香美市観光プレミアムチケット |
| (2) 発行者 | 一般社団法人 香美市観光協会 |
| (3) 発行額 | 3,000 万円 (プレミアム率 100%) |
| (4) 発行数 | 6 万枚 (500 円券) |
| (5) 販売価格 | 1 セット 3,000 円 (額面 6,000 円 : 500 円 × 12 枚綴)
1 人につき 2 セットまで購入可能 (ただし、販売状況によって令和 3 年 2 月 1 日より購入販売数の制限を変更する場合があります。) |
| (6) 販売場所 | バリューnoa、バリューあけぼの、バリューかがみの、
マルナカ土佐田店、土佐山田郵便局、美良布郵便局、大栃郵便局 |
| (7) 販売期間 | 令和 2 年 12 月 4 日 (金) ~ 令和 3 年 3 月 31 日 (水) |
| (8) 利用期間 | 令和 2 年 12 月 18 日 (金) ~ 令和 3 年 5 月 10 日 (月) |
| (9) 取扱事業者 | 当事業への参加を許可された香美市内の対象事業者 |

3 参加資格

【飲食店】

香美市内に事業所または店舗等を有する事業者で、かつ香美市内の店舗等に限り商品券を使用可能とすることができる者で、次の全てを満たすことが参加条件になります。

- (1) 日本標準産業分類 (平成 25 年 10 月改訂) の中分類「76 飲食店」に分類される飲食店 (主として客の求めに応じ調理した飲食料品をその場で飲食させる飲食店) であり、かつ、食品衛生法 (昭和 22 年法律第 233 号) 第 52 条第 1 項に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を得ている者。※テイクアウトを主とする事業者は対象外となります。
- (2) 飲食スペースを持つ固定施設を備える店舗があること。
- (3) 一般社団法人日本フードサービス協会及び一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会が定めた「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 (改正) に基づく外食業の事業継続のためのガイドライン」及び新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン (高知県・高知市監修) に基づき、新型コロナウイルス感染症への対策を適切に行うこ

と。また、カラオケ設備を有し使用する場合は、一般社団法人日本カラオケボックス協会連合会、一般社団法人カラオケ使用者連盟及び一般社団法人全国カラオケ事業者協会が定めた「カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」に基づき、新型コロナウイルス感染症への対策を適切に行うこと。

【宿泊施設】

香美市内に事業所または店舗等を有する事業者で、かつ香美市内の店舗等に限り商品券を使用可能とすることができる者で、次の全てを満たすことが参加条件になります。

- (1) 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項により高知県知事の許可を受けた宿泊施設又は高知県知事に住宅宿泊事業を営む旨の届出をした住宅。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設は対象外となります。
- (2) 一般社団法人日本ホテル協会が定めた「ホテル業における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン」、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会及び日本旅館協会一般社団法人全日本シティホテル連盟が定める「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」及び高知県旅館ホテル生活衛生同業組合及び高知市旅館ホテル協同組合及び新型コロナウイルス対策委員会が定める「宿泊施設における新型コロナウイルス対応マニュアル」に基づき、新型コロナウイルス感染症への対策を適切に行うこと。

【旅行者】

香美市内に事業所または店舗等を有する事業者で、かつ香美市内の店舗等に限り商品券を使用可能とすることができる者で、次の全てを満たすことが参加条件になります。

旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 3 条に基づく旅行業もしくは旅行業者代理業の登録を行っている者又は第 23 条に基づく旅行サービス手配業の登録を行っている者。

日本旅行業協会、全国旅行業協会が定める「旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン」に基づき、新型コロナウイルス感染症への対策を適切に行うこと。

【交通業】

香美市内に事業所または店舗等を有する事業者で、かつ香美市内の店舗等に限り商品券を使用可能とすることができる者で、次の全てを満たすことが参加条件になります。

道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）により「一般乗用旅客自動車」（福祉輸送業限定を含みます。）又は「一般貸切旅客自動車運送事業」の許可を受けている者。

一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会が定める「タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」及び一般社団法人全国個人タクシー協会が定める「個

人タクシー事業者における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」又は公益財団法人日本バス協会が定める「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」に基づき、新型コロナウイルス感染症への対策を適切に行うこと。

【観光施設・体験型観光】

香美市内に事業所または店舗等を有する事業者で、かつ香美市内の店舗等に限り商品券を使用可能とすることができる者で、次の全てを満たすことが参加条件になります。

- (1) 観光や地域振興を目的とした施設等を整備・設置し運営している者又は、観光や地域振興を目的とした体験メニューを作成し、実施している者。
- (2) 国、高知県及び各団体が定める業種別ガイドラインに基づき、新型コロナウイルス感染症への対策を適切に行うこと。

【土産屋】

香美市内に事業所または店舗等を有する事業者で、かつ香美市内の店舗等に限り商品券を使用可能とすることができる者で、次の全てを満たすことが参加条件になります。

- (1) 主として土産物を取り扱い、観光客に対し販売を行っている者。ただし、土産物として普及している物であっても、主として事業者等観光客でない者に土産以外の目的で販売している事業者は対象外とします。
- (2) オール日本スーパーマーケット協会及び一般社団法人全国スーパーマーケット協会及び日本小売業協会及び一般社団法人日本ショッピングセンター協会及び一般社団法人日本スーパーマーケット協会及び一般社団法人日本専門店協会及び日本チェーンストア協会及び日本チェーンドラッグストア協会及び一般社団法人日本DIY・ホームセンター協会及び一般社団法人日本百貨店協会及び一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会及び一般社団法人日本ボランティアチェーン協会が定める「小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン」に基づき、新型コロナウイルス感染症への対策を適切に行うこと。

4 チケット取扱にあたっての注意事項

- (1) チケットは、取扱事業者にてサービスを提供した際に利用可能です。
- (2) チケットと現金及び別の金券、その他現金と同等の価値があるものとの交換は禁止しています。
- (3) チケットの取引においては、つり銭を支払うことはできません。
- (4) 取扱事業者はチケットを受け取った際に、既定の場所に必ず取扱事業者名と年月日を押印又は記入してください。
- (5) チケットの偽造・悪用・再流通および自店換金は固く禁止します。
- (6) チケットを紛失・滅失、盗難、偽造、模造等による取扱事業所に係る損害は、当該事

業所が負うものとする。

- (7) チケットの利用に関して、お客様からの苦情あるいはトラブルがあった場合で、責が店側に帰すると認められる場合、自ら解決に努めてください。
- (8) チケットの取扱いに関し、香美市観光協会から改善要請があった場合はそれに従ってください。
- (9) 利用期間を過ぎたチケットは受け取らないでください。

5 参加事業者の責務等

次に定めることを遵守していただきます。

- (1) 参加事業者であることが分かるように、見やすい場所に香美市観光協会が配布するステッカーやポスター等の掲示物を掲示し、業種別ガイドラインに基づき新型コロナウイルス感染症対策を実施すること。
- (2) 他事業者名の押印又は記入済みのチケットは、受け取りを拒否すること。
- (3) 通常の注意をもってすれば偽造されたと分かるチケットの受け取りを拒否すること。また、その際は香美市観光協会に連絡すること。
- (4) 利用者から受け取ったチケットの裏面に必ず取扱事業者名と年月日を押印又は記入すること。
- (5) 別紙「香美市観光プレミアムチケット取扱事業者登録申請書兼誓約書」（以下登録申請書兼誓約書）に記載されている内容を遵守すること。また、その証拠となる店舗写真の提出をお願いする場合があります。

6 取扱事業者の申込

【申込方法】

- (1) 申込みを希望される方は、この募集要項の内容に同意のうえ、別紙「登録申請書兼誓約書」に必要事項を記入捺印し、香美市観光協会まで提出してください。
- (2) 香美市内に複数事業所を持つ事業者の方で、同一口座にて清算・入金管理される場合は、代表事業者がお申込みください。その際、参加される事業所、参加されない事業所をまとめたリストを任意様式にて提出してください。なお、事業所ごとに清算・入金管理される場合は、口座1つに対し1件の申込みが必要となります。ただし、入金口座は1つであっても、清算作業は各店舗が行う場合は、香美市観光協会にご連絡ください。いずれも全ての取扱事業所が「香美市観光プレミアムチケット事業取扱事業者募集要項」（以下「募集要項」という。）を確認し、「登録申請書兼誓約書」に同意している必要があります。

【申込期間】

令和2年10月1日（木）～令和3年4月30日（金）

ただし、チケットに同封するチラシ等には令和3年11月6日までに登録された事業所が掲載されます。

【取扱事業者の選定】

審査において、営業許可証の写し（営業許可が必要な業種のみ）の提出をお願いします。また、営業を称する書類（税務報告書等）の提出をお願いする場合があります。申込みのあった事業者については、申請に基づき、参加資格等を確認のうえ、香美市観光協会の審査を経て、取扱事業者として承認します。承認された取扱事業者には後日、取扱事業所登録証、換金申込書、チケット見本、その他掲示物等を送付します。

7 換金手続き

(1) チケットの換金は、各月 2 回の振込みとなっています。詳しい振込日は、別紙の振込スケジュールをご覧ください。令和 3 年 6 月 11 日までが請求期間です。それを過ぎた分については換金できません。

(2) 取扱事業者は、香美市観光協会にて、当該チケット、換金申込書、取扱事業者登録証を添えて、換金の手続きを行ってください。

(3) 換金請求期間

令和 2 年 12 月 21 日（月）～令和 3 年 6 月 11 日（金）（土日祝日及び令和 2 年 12 月 29 日～1 月 3 日までを除く。）

※当該期間を過ぎての換金は一切応じられませんのでご注意ください。

(4) 受付時間

9 時～17 時

(5) 使用済みのチケットを換金する際、万が一、入金額に差異があった場合に備え、確認のため香美市観光協会がお渡しする換金申込書の控えを、入金確認が完了するまで大切に保管してください。

※この控えがない場合は、入金金額に差異があっても異議申し立てができませんのでご注意ください。なお、控えがある場合でも、振込後 2 週間を過ぎてからの異議申し立てはできませんので、ご理解ください。

(6) 換金方法等の詳細については、「取扱事業者マニュアル」を参照ください。

8 その他留意事項

(1) 取扱事業者は、チケットを交換、譲渡又は売買することはできません。

(2) 利用者等から受け取ったチケットが盗難、紛失及び滅失したときの損害は、取扱店舗が負うものとします。

(3) 「募集要項」に記載されていない事項などに関しましては、その都度、協議を行います。

(4) 取扱事業者情報（店舗名称、所在地、電話番号、業種等）はホームページ等で広報を行います。

9 取扱事業者の取消等

募集要項および申請書兼宣誓書の内容に違反する行為が認められた場合、換金の拒否、取扱事業者の取り消し、またそれによって損害が発生した場合は、その損害金を請求することがあります。